

周 知 依 頼 事 項

1. 近年、スマートフォンの普及に伴い、「Instagram」「YouTube」「X」

「TikTok」「LINE」等、SNSで物件の販売や賃貸の募集を目的とした投稿がありますが、その中には必要な表示事項が欠落しているもの、「最高」「完全」「格安」等の特定用語を表示しているもの、契約済みとなったにもかかわらず、その旨を明示せず、取引することができる」と認識されるおそれのあるものが見受けられます。

SNSを使った物件紹介、物件の販売や賃貸の募集を目的とした物件の投稿であるものは不動産広告に該当しますので、規約が適用され、重大なおとり広告や不当表示を行った会員事業者については、違約金課徴などの措置が講じられる場合があります。（表示規約第4条第5項第1号、表示規約第8条・同施行規則第4条第1項、表示規約第18条第2項、表示規約第21条、表示規約第27条参照）。

2. 加盟事業者は調査への協力義務があり、当協議会は当該調査に協力しない事業者に対して

協力するよう警告することができ、この警告に従っていないと認めるときは、違約金を課すことができる旨が規定されています（表示規約第26条第3項・第4項、表示規約第27条第6項、景品規約第5条第3項・第4項、景品規約第6条第6項参照）。